

事 務 連 絡
平成 29 年 5 月 29 日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室）御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉協議会における退職共済事業の会計処理に関する基本的な考え方について

社会福祉法人制度改革の実施については、日頃より格別のご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、社会福祉法人の会計処理につきましては、「社会福祉法人会計基準」（平成 28 年 3 月 31 日付け厚生労働省令第 79 号）に基づき実施されることとなっておりますが、社会福祉協議会（以下「社協」という。）が実施する退職共済事業の会計処理については、専門技術的な事項であること等により、現在は、社会福祉法人会計基準による取扱いが定められておらず、各社協の判断等により会計処理を実施しています。

しかしながら、当該会計処理についても、社会福祉法人の財務規律の強化等を内容とする先般の法人制度改革の趣旨を踏まえて取扱いを整備すべきであり、また、会計監査人による監査が実施される場合であっても支障が生じないように、退職共済事業に関しても、一般に公正妥当と認められる会計処理のルールによる統一的な取扱いが必要となっております。

このため、平成 29 年度より特定社会福祉法人において会計監査人による監査が実施されることを契機に、今般、日本公認会計士協会、全国社会福祉協議会とも協議を行い、別添のとおり「社会福祉協議会における退職共済事業の会計処理に関する基本的な考え方について」（以下「基本的な考え方」という。）として、一定の整理を行ったところであります。

よって、所轄庁においては、管内の社協のうち、平成 29 年度より会計監査人を設置する社協が実施する退職共済事業の会計処理については、この「基本的な考え方」を踏まえて実施していただくよう指導願います。また、退職共済事業を実施するその他の社協についても、同一事業を実施する各社協間の公平を図り、かつ、社会福祉法人会計基準の基本原則に沿った会計処理を実施する観点から、今後、関係者のご意見を伺いつつ、関係省令等

を改正する予定であるため、対応可能な社協については、平成 29 年度決算より、この「基本的な考え方」を踏まえて実施することを念頭に周知願います。併せて、退職共済事業の事業区分における取扱いについては、従来、その取扱いが統一されていませんでしたが、今般の整理にあわせて「公益事業区分」として計算書類を作成する取扱いとしていくよう周知いただくようお願いいたします。

さらに、「基本的な考え方」については、全国社会福祉協議会より都道府県、指定都市社協に対して通知していることを申し添えます。